

**【大型特殊自動車の範囲】**

道路運送車両法第3条、同施行規則第2条別表第1によって、大型特殊自動車は表の上段に掲げるものです。

自動車の種別	自動車の構造及び原動機	自動車の大きさ		
		長さ	幅	高さ
大型特殊自動車	<p>一 次に掲げる自動車であって小型特殊自動車以外のもの</p> <p>イ ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のキャタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車</p> <p>ロ 農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車</p>			
	二 ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車			
小型特殊自動車	一 前項第1号イに掲げる自動車であって、自動車の大きさが右欄に該当するもののうち最高速度 15 キロメートル毎時以下のもの	4.70m 以下	1.70m 以下	2.80m 以下
	二 前項第1号ロに掲げる自動車であって、最高速度 35 キロメートル毎時未満のもの			